

令和 3 年 8 月 2 4 日

令和 3 年度第 4 回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和３年度第４回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第１号 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市立小中学校及び放課後児童健全
育成事業等における対応について【非公開】

議案第 1 号

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
市立小中学校及び放課後児童健全育成事業等における対応について

1 趣旨

お盆期間以降、新型コロナウイルス感染症の感染者の急増や、デルタ株の急速な拡大に伴い、市立小中学校及び放課後児童健全育成事業等における対応について協議するものです。

2 集団発生の感染の状況

別紙のとおり【非公開】

3 市立小中学校における対応

実施期間

8月26日(木)～9月7日(火)

ただし、小学校の短縮日課については、8月30日(月)からとする。

小学校

ア 休み時間を中心にできる限り時間短縮を図り、在校時間を圧縮する。

イ 休み時間が重ならないように各学年、各学級でずらしてとる。

ウ 短縮日課により早く下校し、家庭に帰す。

エ 課外活動は中止する。

中学校

ア 部活動を中止する。

イ 部活動を中止することで、早い下校とする。

小学校・中学校共通の対応

ア 換気及び給食の黙食を徹底する。

イ できる限りクラス単位での活動にとどめる。(他のクラスや学年と交流するような活動は避ける。)

ウ 放課後の児童預かり事業の密を避けるため、必要に応じ、学校施設の貸与を行う。

4 こども育成課における対応

放課後児童健全育成事業(留守家庭の放課後の預かり事業)

ア 9月7日まで、可能な限り自粛をお願いする。

イ 学校施設や地域の公共施設の活用や、時間を区切った少人数での利用など、可能な限り密にならないような工夫を今まで以上に行う。

ウ 飲食をする場合には、必ず2メートル以上の距離をとり、黙食をするように、施設の指定管理者および団体に依頼する。

放課後子ども教室（登録制での放課後の子どもの居場所）

9月7日まで行わない。

児童館・児童センター（一般来館）

ア 9月7日まで閉館する。

イ つどいの広場は通常どおり開設する。

上記事業実施指定管理者および団体に対する指導等

8月23日の通知に加え、今後も団体からの相談に応じ、指導を強化していく。

5 市立小中学校教職員の新型コロナウイルスへの感染について

1 例目

ア 年齢及び性別

50代、女性

イ 行動履歴等

8月21日（土） 発症（咽頭痛）

23日（月） 医療機関受診、検体採取

陽性判明

入院療養

2 例目

ア 年齢及び性別

20代、女性

イ 行動履歴等

8月23日（月） 濃厚接触者として特定、発症（発熱、咽頭痛）

24日（火） 感染症指定医療機関受診、検体採取

陽性判明

自宅療養

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援センター センター長 高野 毅

電話 33 - 4397

こども育成課 課長 西村 宏美

電話 34 - 3291



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう